

【尼崎市都市計画決定手続に関する要綱】

（この要綱の目的）

第1条 この要綱は、都市計画の案の決定手続について必要な事項を定めることにより、都市計画の決定過程における市民等の参加の促進と円滑な合意形成を図るとともに、都市計画の内容の円滑な実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 尼崎市政に関心がある全ての者をいう。
- (2) 市素案 次のいずれかに該当する素案をいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に規定する都市計画について本市が作成する素案
 - イ 法第21条の2又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第37条の規定により本市に提案のあった都市計画の決定又は変更に係る計画提案を踏まえて、本市が作成する都市計画の素案
- (3) 説明会 市素案の内容について市長が市民等に説明を行う会合で、一般に公開されるものをいう。
- (4) 公聴会 市素案の内容について市民等が市長に意見陳述を行う会合で、一般に公開されるものをいう。

（市素案の公表等）

第3条 市長は、市素案を作成したときは、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 市素案の概要
- (2) 市素案の対象となる区域
- (3) 都市計画の決定又は変更の理由
- (4) 都市計画の決定又は変更による効果、市素案の立案に至った考え方など市民等の理解を深めるために必要な事項
- (5) 市素案の公表期間、都市計画の決定又は変更に係る今後のスケジュール及び問い合わせ先
- (6) 市素案に対する意見の提出又は陳述等の方法

2 前項の公表は、原則次の各号に掲げる方法により、20日以上（初日を含まない。）行う。

- (1) 担当部署その他市長が定める場所での閲覧
- (2) 市報又は市ホームページへの掲載
- (3) その他市長が適当と認める方法

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する都市計画の決定又は変更に係る市素案については、同項の規定は適用しないことができる。

- (1) 法令等の制定又は改廃に伴い緊急に都市計画を決定又は変更しなければならない場合で、かつ、当該都市計画の決定又は変更が対象区域及びその周辺の市民等の権利義務に直接影響を及ぼさないと認められるとき。
- (2) 都市計画を決定又は変更しようとする土地に国又は地方公共団体以外の土地所有者その他の権

利を有する者がおらず、かつ、当該土地の周辺に当該都市計画の決定又は変更により直接生活環境に影響を受けると認められる市民等がないとき。

(3) 都市計画の変更の内容が、法施行令第14条に定める軽易な変更であるとき。

(4) 法第8条第1項第14号に規定する生産緑地地区（以下「生産緑地地区」という。）の変更で、当該変更が生産緑地法（昭和49年法律第68号）第7条第2項に規定する土地の交換に起因するもの又は同法第10条に規定する買取りの申出に起因するもの。

(5) 法第4条第9項に規定する地区計画等の決定又は変更のうち、その決定又は変更の内容が当該区域内の既定都市計画の内容を緩和しないもの。

4 市長は、市素案に係る都市計画が前項第1号に該当する場合には、法第17条第1項の規定により都市計画の案を縦覧に供する際に、あわせてその該当理由を公表する。

（説明会及び公聴会の開催）

第4条 市長は、前条第1項の規定により市素案を公表したときは、当該市素案についての説明会及び公聴会（以下「説明会等」という。）を開催する。ただし、当該市素案が次の各号のいずれかに該当する場合は、説明会等を開催しないことができる。

(1) 前条第3項各号に該当する場合

(2) 法第21条の2又は都市再生特別措置法第37条の規定により市に対し計画提案（その内容が対象区域外への影響項目を含み、その実質的な影響を受ける市民等があると認められる場合（以下「区域外に影響がある場合」という。）を除く。）がなされた場合であって、提案を行った者が、当該計画提案に係る素案の作成に当たり、対象区域及びその周辺の市民等と当該計画提案の内容について十分な意見交換を行い、当該計画提案に係る素案に意見を反映するよう努めたと認められるとき

(3) 生産緑地地区の変更（追加指定する場合）の素案

(4) 第19条第2項の規定により公表する修正された素案

(5) 対象区域内の土地所有者その他の権利を有する者に対し、市が十分な説明及び意見交換を行い作成した素案で、その内容が当該区域内の既定都市計画の内容を緩和しないもの

2 説明会等は、当該案件の対象となる土地の区域、生活環境等への影響の及ぶ範囲等を考慮して開催する。

3 説明会等は、相互に関連する複数の都市計画の案件については総括的に開催する。

（説明会等の開催時期）

第5条 説明会等は、第3条第1項の規定により市素案が公表されている期間（以下「公表期間」という。）内に開催する。

2 説明会は、公聴会の開催日までに開催する。

3 前項の規定にかかわらず、市報等により市素案の内容があらかじめ対象区域の市民等に十分周知されていると認められる場合は、説明会と公聴会を同時に開催することができる。

4 説明会において、市民等の意見陳述の機会が十分に確保されていると認められる場合は、当該説明会の開催をもって公聴会が開催されたものとみなすことができる。

(説明会等の中止等)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由により第7条第1項の規定により広報した日時に説明会等を開催することができないときは、説明会等の開催を延期し、又は中止することができる。

2 市長は、第10条第1項に規定する期限までに公述申出書の提出がないとき又は同条第2項の規定により意見陳述がすべて取りやめられたときは、公聴会を中止することができる。

3 市長は、公聴会の開催を延期し、又は中止したときは、公述申出書を提出した者にその旨を速やかに通知する。

(説明会等の広報)

第7条 市長は、説明会を開催しようとするときは第1号及び第2号に掲げる事項、公聴会を開催しようとするときは次の各号(第5条第3項の規定により説明会と公聴会を同時に開催する場合にあっては、第1号から第3号まで)に掲げる事項を、あらかじめ広報する。

(1) 開催の日時

(2) 開催の場所

(3) 公述申出書の提出方法及び提出期限

(4) 公聴会の傍聴の申出期限

(5) 公述申出書の提出がない場合は公聴会を中止する旨及びその広報の方法

2 前項の広報は、説明会の開催日の概ね7日前で、かつ、公聴会の開催日の概ね20日前までに、原則として次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 市報への掲載

(2) 市ホームページへの掲載

(3) その他市長が適当と認める方法

3 市長は、前条の規定により説明会等の開催を延期し、又は中止したときは、前項第2号及び第3号に掲げる方法により、広報する。

4 第2項(第1号を除く)の規定は、前条第1項の規定により公聴会を延期した場合について準用する。この場合において、第2項中「公聴会の開催日の概ね20日前」とあるのは、「延期後の公聴会の開催日の概ね10日前」と読み替える。

(市素案への意見陳述)

第8条 市民等は、第3条第1項の規定により公表された市素案について、公表期間内に、原則書面により市長に意見を述べること(以下「意見陳述」という。)ができる。

2 市長は、意見陳述を行おうとする市民等に対して、氏名、住所及び連絡先を求めることができる。

(意見陳述等への対応)

第9条 市長は、前条の規定により行われた意見陳述については、原則としてその要旨、当該意見に対する市の考え方の要旨、それらの市素案への反映状況等を、尼崎市都市計画審議会に報告する。

2 市長は、第3条第1項の規定による市素案の公表期間の終了後、意見陳述の要旨、市の考え方の要旨、それらの市素案への反映状況及び説明会の議事要旨等を公表する。

(公述の申出)

第10条 公聴会に出席して意見を述べようとする市民等は、公聴会の開催日（第6条第1項の規定による延期後の開催日を除く。）の10日前までに、氏名、住所及び連絡先並びに意見の要旨等を記した公述申出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により公述申出書を提出した市民等は、これを取りやめるときは、速やかにその旨を市に連絡しなければならない。

（公述人の決定等）

第11条 市長は、公述申出書を提出した者のうち、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、それらの者の中から公聴会で意見を述べる者（以下「公述人」という。）を選定する。ただし、必要があると認めるときは、公述人を別に指名することができる。

2 市長は、公述人を決定したときは、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。

3 市長は、公述人に係る公述申出書に、当該都市計画の素案に関係のない意見が記載されていると認めるときは、その旨及び当該意見の部分を当該公述人に通知する。

（公聴会の議長）

第12条 公聴会の議長（以下「議長」という。）は、本市の職員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

（意見の陳述）

第13条 公述人は、公述申出書（第11条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、当該通知に係る意見の部分を除く。第3項において同じ。）に準拠して意見を述べなければならない。ただし、第11条ただし書の規定により指名された公述人については、この限りでない。

2 公述人は、代理人により意見を述べることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 議長は、公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき、若しくは公述時間を超過したとき、又は公述人に不穏当な発言があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（公述時間）

第14条 公聴会において公述人が意見を述べることができる時間（以下「公述時間」という。）は、1人につき原則として15分以内で市長が定める。

2 市長は、前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を公述人に通知する。

（傍聴手続等）

第15条 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴の申出期限までに、市長にその旨を申し出なければならない。

2 傍聴の定員は、会場の都合により市長が定める。

（発言の制限）

第16条 何人も、公聴会の場においては、議長の指示又は許可があった場合を除き、発言することができない。

(公聴会の秩序維持)

第17条 何人も、公聴会の場においては、議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要であると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成)

第18条 市長は、公聴会について、記録を作成しなければならない。

2 前項の規定による記録には次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- (1) 案件の概要
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人が述べた意見の全文又は要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

(市素案の修正)

第19条 市長は、市素案に対する市民等の意見を考慮したうえで、市素案の修正の可否を検討しなければならない。

2 市長は、市素案について、その趣旨の変更その他大幅な修正を行ったときは、原則として、修正後の市素案について、公表するものとする。この場合において、市民等は、これに対して意見陳述を行うことができる。

3 第3条、第8条の規定は、前項の修正後の市素案の公表等の手続について準用する。この場合において、第3条第2項中「20日間以上」とあるのを「10日間以上」と読み替える。

(市ホームページにおける都市計画の案の閲覧)

第20条 市長は、法第17条第1項の規定により都市計画の案を公衆の縦覧に供する場合においては、当該縦覧と同一時期に、市ホームページにおいて次の各号の書類等が閲覧できる措置を講ずる。

- (1) 計画書
- (2) 理由書
- (3) 都市計画の案に係る区域の所在を表す位置図（区域の位置、方位及び周辺の状況を明示したもの）
- (4) その他都市計画の参考となるべき事項を記載した図書

(県が作成する素案の取り扱い)

第21条 法に規定する都市計画について兵庫県が作成する素案のうち、円滑な都市計画手続を進めるうえで市長が必要と認めるものについては、第3条から前条までの規定のうち、必要な事項を準用する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。